

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第13号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の支給割合)</p> <p>第10条 給与条例第39条第2項前段及び給与等条例第30条第2項前段に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に第14条に規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の86以上100分の145</u>以下（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の111以上100分の185</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の78.5以上100分の86</u>未満（特定幹部職員にあっては、<u>100分の101以上100分の111</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の71</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の91</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の71</u>未満（特定幹部職員にあっては、<u>100分の91</u>未満）</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(勤勉手当の支給割合)</p> <p>第10条 給与条例第39条第2項前段及び給与等条例第30条第2項前段に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に第14条及び第14条の2に規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の91以上100分の150</u>以下（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の118以上100分の190</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の81以上100分の91</u>未満（特定幹部職員にあっては、<u>100分の104以上100分の118</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の72</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の92</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の72</u>未満（特定幹部職員にあっては、<u>100分の92</u>未満）</p> <p>2・3 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。